

分配金交付対象者のうち
お支払いが完了していない方へ

令和4年3月

外食産業ジェフ厚生年金基金
清算事務局

解散厚生年金基金の残余財産分配金の供託について

当基金解散（平成31年1月1日解散）にともない清算後の残余財産は、基金規約に基づき受給権者様等（以下、分配金交付対象者※）へ分配金として分配することとなっておりますが、以下の事由により分配金のお支払いがされていない分配金交付対象者の方につきましては、東京法務局（東京都千代田区）へ分配金相当額を供託金として供託いたしました。

【主な供託事由】

- ・受取手続き期限内に当基金へお受取り手続きがなかったため
- ・住所不明により分配金受取手続き書類が届かなかったため

※ 分配金交付対象者とは、厚生年金保険法および当基金規約により、当基金解散（平成31年1月1日）時点で、加入員または受給者（受給権者）である方が対象です。解散日より前に死亡または他制度（企業年金連合会等）へ移換されている方は対象外となります。

【分配金のお受取りについて】

分配金（供託金）のお受取りは、今後、当基金での受取手続きではなく、東京法務局への供託金請求手続きを行うことで、受け取ることができます。

供託金のお受取り手続き書類である「供託金払渡請求書」が東京法務局から順次対象者へ送付されておりますので、供託金請求手続き方法等につきましては、東京法務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

（東京法務局の連絡先は、現在、東京法務局より順次送付されている供託金についてのご案内文書に記載されております。）

<供託とは>

供託とは、供託者が供託物（金銭、有価証券、振替国債等）を国家機関である供託所に提出して、その管理を委ね、供託所を通じて、債権者等の特定の相手に取得させることにより、一定の法律上の目的を達成しようとする制度です。

また、当基金の所在地を管轄する法務局が東京法務局（東京都千代田区）であることから供託金払渡請求は東京法務局が手続き窓口となります。